

令和6年度

米子市不妊治療費助成事業のお知らせ

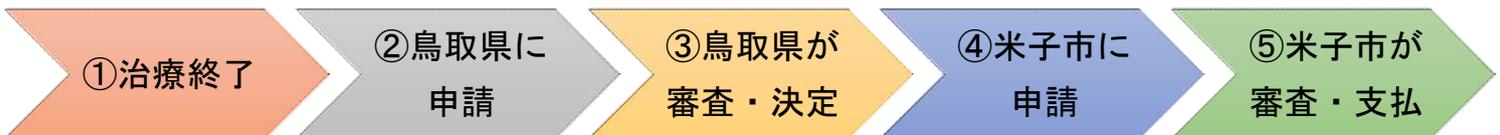


米子市では、保険適用外の特定不妊治療（体外受精や顕微授精）費用の一部を助成しています。鳥取県の助成に上乗せになりますので、**まずは鳥取県へ申請**してください。

対象者	申請時に米子市に住所を有する方（本人か配偶者）で、鳥取県特定不妊治療助成金の交付決定を受けている方							
助成金額	保険診療と組み合わせて実施された先進医療	上限 2万5千円 （1組の夫婦につき、 <u>一の子に係る治療について1回</u> ）						
	全額自費診療（保険適用外）	・採卵を伴う治療：上限 5万円 ・採卵を伴わない治療、採卵したが卵が得られず中止した場合：上限 2万5千円						
※不妊検査のみ・着床前検査は助成対象外です。鳥取県にお問い合わせください。								
申請に必要なもの	①米子市特定不妊治療費助成金交付申請書（申請窓口やホームページにあります） ②鳥取県特定不妊治療助成金交付決定及び額の確定通知書（鳥取県から発行されます） ③不妊治療に係る領収書（ 原本 ） ④振込先の口座番号がわかるもの（通帳など）							
申請期限	<table border="1"><thead><tr><th>鳥取県の助成金 交付決定日</th><th>米子市の申請期限日</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和6年4月1日～令和7年1月31日</td><td>令和7年3月31日</td></tr><tr><td>令和7年2月1日～令和7年3月31日</td><td>令和7年5月30日</td></tr></tbody></table>		鳥取県の助成金 交付決定日	米子市の申請期限日	令和6年4月1日～令和7年1月31日	令和7年3月31日	令和7年2月1日～令和7年3月31日	令和7年5月30日
	鳥取県の助成金 交付決定日	米子市の申請期限日						
令和6年4月1日～令和7年1月31日	令和7年3月31日							
令和7年2月1日～令和7年3月31日	令和7年5月30日							
注意事項	・米子市の助成金は鳥取県の助成金への上乗せになります。鳥取県の助成を受けている方が対象になりますので、 まずは鳥取県の助成金を申請 してください。 ・治療開始日が令和4年3月31日以前の方で、全額自費診療で採卵を伴う治療を実施した場合の助成（上限5万円）は 初回のみ になります。							

申請期限日を過ぎるとお支払いできません。

《 申請の流れ(例) 》



申請・お問合せ先

米子市 健康対策課
〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3
ふれあいの里3階
Tel 0859-23-5468 Fax 0859-23-5460

鳥取県 お問合せ先

鳥取県西部総合事務所 米子保健所 健康支援総務課
〒683-0054 米子市糞町1丁目160 2号館3階
Tel 0859-31-9319